

# 豊橋市産業廃棄物

## 不適正処理に係る行政処分要綱

平成30年4月

豊 橋 市

## 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 豊橋市産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱 ..... | 1  |
| 豊橋市産業廃棄物行政処分等事務処理要領 .....    | 6  |
| 事務処理要領様式 .....               | 24 |

## 豊橋市産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく不利益処分（以下「行政処分」という。）を行うに当たっての基準等を定めることより、産業廃棄物の不適正処理に係る行政処分の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 事業者 産業廃棄物の排出者、法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器保管等業者、法第21条の3第1項に規定する元請業者若しくは同条第2項に規定する下請負人又は国外から廃棄物を輸入した者をいう。
- (2) 事業 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業をいう。
- (3) 処理業者 事業に係る豊橋市長の許可を受けた者をいう。
- (4) 認定業者 豊橋市長から二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた者（法第12条の7第1項）をいう。
- (5) 設置者 処理施設を設置している者をいう。
- (6) 処理施設 豊橋市長の許可を受けた産業廃棄物処理施設をいう。
- (7) 認定熱回収施設設置者 豊橋市長から熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設を設置している者として認定を受けた者（法第15条の3の3）をいう。
- (8) 処理基準等 産業廃棄物処理基準（法第12条第1項）、産業廃棄物保管基準（法第12条第2項）、特別管理産業廃棄物処理基準（法第12条の2第1項）、特別管理産業廃棄物保管基準（法第12条の2第2項）又は有害使用済機器の保管及び処分に関する基準（法第17条の2第2項）をいう。
- (9) 委託基準 事業者の産業廃棄物委託基準（法第12条第5項、6項）又は特別管理産

- 業廃棄物委託基準（法第12条の2第5項、第6項）をいう。
- (10) 再委託基準 処理業者の産業廃棄物再委託基準（法第14条第16項）又は特別管理産業廃棄物再委託基準（第14条の4第16項）をいう。
- (11) 産業廃棄物管理票に係る命令 事業者、運搬受託者又は処分受託者に対して、法第12条の6第1項に定める勧告に係る措置をとるべきことを命令すること（法第12条の6第3項）をいう。
- (12) 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取消し 認定業者の特例の認定を取り消すこと（法第12条の7第10項）をいう。
- (13) 事業の停止命令 処理業者に対して期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令すること（法第14条の3、第14条の6）をいう。
- (14) 事業の許可の取消し 処理業者の許可を取り消すこと（法第14条の3の2、第14条の6）をいう。
- (15) 処理施設の改善命令 設置者に対して期限を定めて必要な改善を命令すること（法第15条の2の7）をいう。
- (16) 処理施設の使用停止命令 設置者に対して期限を定めて処理施設の使用の停止を命令すること（法第15条の2の7）をいう。
- (17) 処理施設の許可の取消し 処理施設の設置許可を取り消すこと（法第15条の3）をいう。
- (18) 熱回収施設設置者の認定の取消し 認定熱回収施設設置者の認定を取り消すこと（法第15条の3の3第5項）をいう。
- (19) 土地の形質変更の計画変更命令 法第15条の17に基づく指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者に対し、土地の形質の施行方法に関する計画の変更を命令すること（法第15条の19第4項）をいう。
- (20) 改善命令 事業者又は処理業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命令すること（法第19条の3（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。））をいう。
- (21) 措置命令 処理基準に適合しない処分を行った者等に対し、期限を定めて支障の除

去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命令すること（法第19条の5第1項（第17条の2第3項又は法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）、法第19条の6第1項）をいう。

(22) 土地の形質変更に関する措置命令 法第15条の17に基づく指定区域内において法第15条の19に規定する環境省令に定める基準に適合しない土地の形質の変更をした者に対し、期限を定めて生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命令すること（法第19条の11第1項）をいう。

(23) 事故時の応急措置命令 産業廃棄物の処理施設で法第21条の2第1項の政令で定めるものを設置する者が事故時の応急の措置を講じていないと認めるときに、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずること（法第21条の2第2項）をいう。

(24) 違反行為 法又は法に基づく処分に違反する行為をいう。

(25) 都道府県等 都道府県及び法で規定する政令で定める市（指定都市等）をいう。

（行政処分の種類）

第3条 この要綱において行政処分とは、次に掲げるものとする。

- (1) 法第12条の6第3項に規定する産業廃棄物管理票に係る命令
- (2) 法第12条の7第10項に規定する二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取消し
- (3) 法第14条の3又は法第14条の6に規定する事業の全部又は一部の停止命令
- (4) 法第14条の3の2又は法第14条の6に規定する事業の許可の取消し
- (5) 法第15条の2の7に規定する処理施設の改善命令又は使用停止命令
- (6) 法第15条の3に規定する処理施設の許可の取消し
- (7) 法第15条の3の3第5項に規定する熱回収施設設置者の認定の取消し
- (8) 法第15条の19第4項に規定する土地の形質変更の計画変更命令
- (9) 法第19条の3に規定する改善命令（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）
- (10) 法第19条の5第1項又は第19条の6第1項に規定する措置命令（法第17

条の2第3項又は法第19条の10第2項において準用する場合を含む。)

(11) 法第19条の11第1項に規定する土地の形質変更に関する措置命令

(12) 法21条の2第2項に規定する事故時の応急措置命令

(行政処分の基準)

第4条 事業者、処理業者、認定業者又は処理施設に係る行政処分の基準は別表のとおりとする。

(瑕疵による許可の取消し)

第5条 法に基づく欠格要件に該当する申請者に対して瑕疵による許可が行われたことが、事後的に、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書などにより明らかになった場合は、当該許可を職権により取り消すものとする。

(処分の加重軽減)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める処分内容に加重して処分することができる。

(1) 過去に法又は法に基づく行政処分に違反して刑事処分又は行政処分を受けたことがある者

(2) 大量の廃棄物の処理に係る違反行為を行った者

(3) 特別管理産業廃棄物の処理に係る違反行為を行った者

(4) 生活環境の保全上支障を生じさせた者

(5) その他加重するに足りる相当の理由があると認められる者

2 次の各号すべてに該当する事項を斟酌して、別表に定める処分内容を軽減して処分することができる。

(1) 違反行為後、速やかに自ら適切な改善措置を講じたとき。

(2) 改悛の情が著しいとき。

(3) 生活環境の保全上支障を生じさせなかったとき。

(手続)

第7条 行政処分の手続きは、行政手続法（平成5年法律第88号）、行政処分の指針（平成30年3月30日環循規発第1803306号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規

制課長通知)、豊橋市行政手続条例(平成9年豊橋市条例第1号)及び豊橋市聴聞手続規則(平成6年豊橋市規則第55号)に定める手順により行うものとする。

(公表)

第8条 行政処分を行ったときは、原則、被処分者名、処分の内容、処分理由、根拠条文等を公表するものとする。

(関係都道府県等との協議)

第9条 行政処分を受ける者が他の都道府県等から許可を受けている場合には、必要に応じて、関係する都道府県等と処分の内容及び時期について協議するものとする。

(関係機関への通知)

第10条 事業の停止命令、事業の許可の取消し、処理施設の使用停止命令、処理施設の許可の取消し又は瑕疵による許可の取消しをしたときは、その事実を環境省及び都道府県等に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表

## 行政処分基準表

| 許可の取消し等の要件  | 処分内容  |
|---|-------|
| ① 第14条の3の2第1項第5号及び法第15条の3第1項第2号   |       |
| 無許可営業（法第25条第1項第1号）<br>法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定に違反して、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者  | 許可取消し |
| 不正手段による営業許可取得（法第25条第1項第2号）<br>不正の手段により法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可（法第14条第2項若しくは第7項又は法第14条の4第2項若しくは第7項の許可の更新を含む。）を受けた者                                |       |
| 無許可事業範囲変更（法第25条第1項第3号）<br>法第14条の2第1項又は法第14条の5第1項の規定に違反して、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行った者   |       |
| 不正手段による事業範囲変更許可取得（法第25条第1項第4号）<br>不正の手段により法第14条の2第1項又は法第14条の5第1項の変更の許可を受けた者   |       |
| 事業停止命令違反・措置命令違反（法第25条第1項第5号）<br>法第14条の3（法第14条の6に読み替えて準用する場合を含む。）、法第19条の5第1項又は法第19条の6第1項の規定による命令に違反した者   |       |
| 委託基準違反（法第25条第1項第6号）<br>法第12条第5項又は法第12条の2第5項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者   |       |
| 名義貸しの禁止違反（法第25条第1項第7号）<br>第14条の3の3又は法第14条の7の規定に違反して、他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者   |       |
| 施設無許可設置（法第25条第1項第8号）<br>法第15条第1項の規定に違反して、産業廃棄物処理施設を設置した者  |       |
| 不正手段による施設設置許可取得（法第25条第1項第9号）<br>不正の手段により法第15条第1項の許可を受けた者  |       |
| 施設無許可変更（法第25条第1項第10号）<br>法第15条の2の6第1項の規定に違反して、法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更した者  |       |
| 不正手段による施設変更許可取得（法第25条第1項第11号）<br>不正の手段により法第15条の2の6第1項の変更の許可を受けた者  |       |
| 無確認輸出（法第25条第1項第12号）<br>法第10条第1項（第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して産業廃棄物を輸出した者。（以下、「無確認輸出」という。）<br>ア 無確認輸出の未遂（法第25条第2項）<br>イ 無確認輸出の罪を犯す目的でその予備をした者（法第27条） |       |
| 受託禁止違反（法第25条第1項第13号）<br>法第14条第15項又は法第14条の4第15項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者   |       |
| 不法投棄（法第25条第1項第14号）<br>法第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者（以下、「不法投棄」という。）<br>ア 不法投棄の未遂（法第25条第2項）<br>イ 不法投棄の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者（法第26条第6号）                                  |       |

| 許可の取消し等の要件   | 処分内容  |
|--|-------|
| 不法焼却（法第25条第1項第15号）<br>法第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者（以下、「不法焼却」という。）<br>ア 不法焼却の未遂（法第25条第2項）<br>イ 不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者（法第26条第6号）                          | 許可取消し |
| 指定有害廃棄物の処理禁止違反（法第25条第1項第16号）<br>法第16条の3の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者   |       |
| 委託基準違反、再委託禁止違反（法第26条第1号）<br>法第12条第6項、法第12条の2第6項、法第14条第16項又は法第14条の4第16項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者   |       |
| 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（法第26条第2号）<br>法第15条の2の7又は法第19条の3の規定による命令に違反した者   |       |
| 施設無許可譲受け・無許可借受け（法第26条第3号）<br>法第9条の5第1項（法第15条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者   |       |
| 無許可輸入（法第26条第4号）<br>法第15条の4の5第1項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入した者  |       |
| 輸入許可条件違反（法第26条第5号）<br>法第15条の4の5第4項の規定により許可に付せられた条件に違反した者   |       |
| ②法第14条の3第1号及び法第15条の2の7第3号  |       |
| 虚偽管理票交付（法第27条の2第6号）<br>法第12条の4第1項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者  | 停止90日 |
| 管理票に係る勧告の措置命令違反（法第27条の2第11号）<br>法第12条の6第3項の規定による命令に違反した者   |       |
| 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（法第28条第2号）<br>法第15条の19第4項又は法第19条の11第1項の規定による命令に違反した者   |       |
| 施設使用前検査受検義務違反（法第29条第2号）<br>法第15条の2第5項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、産業廃棄物処理施設を使用した者  | 停止60日 |
| 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第27条の2第1号）<br>法第12条の3第1項（法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。以下この項目において同じ。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は法第12条の3第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者 | 停止30日 |
| 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第27条の2第2号）<br>法第12条の3第3項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者                                      |       |
| 管理票回付義務違反（法第27条の2第3号）<br>法第12条の3第3項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者   |       |
| 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第27条の2第4号）<br>法第12条の3第4項若しくは第5項又は法第12条の5第6項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者                   |       |

| 許可の取消し等の要件   | 処分内容         |
|--|--------------|
| <p>管理票・同写し保存義務違反（法第27条の2第5号）<br/>           法第12条の3第2項、第6項、第9項又は第10項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者</p>  | <p>停止30日</p> |
| <p>虚偽記載・管理票交付違反（法27条の2第6号）<br/>           法12条の4第1項の規定に違反して、虚偽の記載をしている管理票を交付した者</p>  |              |
| <p>引渡禁止違反（法第27条の2第7号）<br/>           法第12条の4第2項の規定に違反して、産業廃棄物の引き渡しを受けた者</p>  |              |
| <p>虚偽管理票写し送付・虚偽報告（法第27条の2第8号）<br/>           法第12条の4第3項又は第4項の規定に違反して、送付又は報告をした者</p>  |              |
| <p>電子管理票虚偽登録（法第27条の2第9号）<br/>           法第12条の5第1項（法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者</p>   |              |
| <p>電子管理票報告義務違反・虚偽報告（法第27条の2第10号）<br/>           法第12条の5第1項又は第2項（これらの規定を法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者</p>  |              |
| <p>保管届出義務違反（法第29条第1号（法第12条第3項又は法第12条の2第3項に係る部分に限る））<br/>           法第12条第3項又は法第12条の2第3項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>  |              |
| <p>処理困難通知義務違反・虚偽通知（法第29条第4号）<br/>           法第14条第13項又は法第14条の4第13項の規定に違反して、通知せず、又は虚偽の通知をした者</p>  |              |
| <p>処理困難通知保存義務違反（法第29条第5号）<br/>           法第14条第14項又は法第14条の4第14項の規定に違反して、通知の写しを保存しなかった者</p>   |              |
| <p>土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（法第29条第6号）<br/>           法第15条の19第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>   |              |
| <p>帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（法第30条第1号）<br/>           法第12条第13項、法第12条の2第14項、法第14条第17項及び法第14条の4第18項において読み替えて準用する法第7条第15項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は法第12条第13項、法第12条の2第14項、法第14条第17項及び法第14条の4第18項において準用する法第7条第16項の規定に違反して帳簿を保存しなかった者</p> |              |
| <p>業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（法第30条第2号）<br/>           法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項若しくは第4項又は第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>  |              |
| <p>定期検査拒否・妨害・忌避（法第30条第3号）<br/>           法第15条の2の2第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>  |              |
| <p>維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（法第30条第4号）<br/>           法第15条の2の4及び法第15条の4の4第3項において読み替えて準用する法第8条の4の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者</p>   |              |

| 許可の取消し等の要件  |  | 処分内容                  |
|---|--|-----------------------|
| 処理責任者等設置義務違反（法第30条第5号）<br>法第12条第8項又は法第12条の2第8項の規定に違反して、産業廃棄物<br>処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかった者 |  | 停止30日                 |
| 報告拒否、虚偽報告（法第30条第7号）<br>法第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  |  |                       |
| 立入検査拒否・妨害・忌避（法第30条第8号）<br>法第19条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避し<br>た者                            |  |                       |
| 技術管理者設置義務違反（法第30条第9号）<br>法第21条第1項の規定に違反して、技術管理者を置かなかった者                                       |  |                       |
| 事故時応急措置命令違反（法第29条第7号）<br>法第21条の2第2項の規定による命令に違反した者   |  | 応急措置に<br>必要な期間<br>の停止 |
| その他の違反行為  |  | 停止10日                 |
| ③法第14条の3第2号、法第14条の3の2第2項並びに法第15条の2の7第1号、第2号及<br>び法第15条の3第2項（許可基準等不適合）                         |  |                       |
| 改善が可能な場合  |  | 改善に必要<br>な期間の停<br>止   |
| 改善が不可能な場合   |  | 許可取消し                 |
| ④法第14条の3第3号及び法第15条の2の7第4号（付帯条件に違反）  |  |                       |
|   |  | 停止30日                 |

## 豊橋市産業廃棄物行政処分等事務処理要領

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要領は、豊橋市産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱（以下「処分要綱」という。）の事務手続を明確にし、円滑な事務処理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要領で使用する用語は、法又は処分要綱で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 当事者 行政処分の対象となる者をいう。
- (2) 当事者等 行政手続法（平成5年法律第88号）第16条第1項、第17条第1項及び第20条第3項に規定された当事者、当事者の代理人並びに聴聞に参加する者をいう。
- (3) 違反行為に関与 他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けることをいう。

### 第2章 行政指導

#### (行政指導)

第3条 担当職員は、法及び豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）並びにその他の廃棄物に係る関係法令の規定に違反して産業廃棄物の不適正な処理等を行う、又は行うおそれのある事業者、処理業者又は認定業者（以下「指導対象者」という。）に対して口頭指導及び指導票、改善勧告書の送達等の行政指導を行う。

#### (指導票)

第4条 担当職員は、指導対象者への立入検査又は苦情調査等の際、産業廃棄物の不適正な処理等を発見した場合には、生活環境の保全上に支障が生じないよう又は拡大しないよう当該行為を中止させるとともに改善するようその場で口頭指導を行い、必要に応じて指導票を送達する。

- 2 指導票は、次により執行する。

- (1) 作成に当たっては、指導対象者より不適正な処理等及び改善方法の内容聴取を行い、自覚を促す。
  - (2) 不適正な処理等を具体的に記入するとともに法又は指導要綱等の該当条項等を付記する。
  - (3) 改善の方法が適正な場合はその方法を記入する。なお、当該方法が不明確な場合は、早急に適正な改善方法の検討を指示し文書で報告を求める。
  - (4) 不適正な処理等の状態が継続し、又は助長することのないように考慮して改善期限を記入する。改善期間は10日間を目途とするが総合的に判断して必要最小限の日数とする。
  - (5) 必要に応じて改善計画書（所要の報告日数を見込み、当該日数は改善期間に含めないことができる。）の提出を求める。
- 3 指導票の送達に当たって直接交付して送達する場合は、受領の確認を受領年月日及び指導対象者又はその代理人の署名若しくは押印により行う。なお、受領を拒否された場合は相手の氏名、日時等とともにその旨を記録し、指導対象者に配達証明郵便で送達する。
  - 4 指導票を送達したときは、立入検査を強化する。
  - 5 第2項第5号に規定する改善計画書の提出を求めた場合は、指導の結果を確認するため改善結果の報告を文書で求める。なお、改善期限までに改善が完了しないときは、必要に応じて指導対象者より始末書を徴収する。
  - 6 廃棄物対策課長は、不適正な処理等及び再発の防止を確保するため、担当職員に原因の調査を指示するなど必要な措置を講ずる。
  - 7 市長は、指導対象者に対して必要に応じて法第18条第1項の規定に基づく報告を求め、改善を指導する。

（改善勧告）

第5条 市長は、第4条第1項に規定する行政指導を行ういとまがない程度に生活環境の保全上に支障が認められる場合又は法第12条の6第1項の規定による場合のほか、行政指導したにもかかわらず産業廃棄物の不適正な処理等が継続され、若しくは改善が認められず、又は当該行為により生じた状況の悪化が認められるときは、改善勧告を行う。

- 2 前項前段の場合は、早急に生活環境の保全上の支障の拡大を回避する必要があることか

ら、当該行為を直ちに中止させる。

3 改善勧告は、指導対象者に改善勧告書を送達して行う。

4 改善勧告書は、次により執行する。

(1) 作成に当たっては、指導対象者より不適正な処理等及び改善方法の内容聴取を行う。

(2) 不適正な処理等を具体的に記入するとともに法又は指導要綱等の該当条項等を付記する。

(3) 改善の方法が適正な場合はその方法を記入する。なお、当該方法が不明確な場合は、早急に適正な改善方法の検討を指示し文書で報告を求める。

(4) 不適正な処理等の状態が継続し、又は助長することのないように考慮して改善期限を記入する。改善期間は20日間を目途とするが、総合的に判断して必要最小限の日数とする。

(5) 改善計画書の提出を求める。

5 不適正な処理等が、期限までに改善されないおそれがあると認められる場合は、当該改善計画書を返却し再度提出を求める。

6 改善勧告書の送達に当たっては、第4条第3項の規定を準用する。この場合「指導票」を「改善勧告書」と読み替える。

7 改善勧告書を送達したときは、指導対象者の立ち会いを求め立入検査を強化する。

8 改善計画書の提出を求めた場合は、改善勧告の結果を確認するため改善結果の報告を文書で求める。なお、改善期限までに改善が完了しない又は適正に処理等がされない場合は、必要に応じて指導対象者から法第18条第1項の規定に基づく産業廃棄物の処理状況等の報告を求め、改善を指導する。

### 第3章 行政処分の手続

#### (行政処分の検討)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき又は生活環境の保全上の支障が認められるなど緊急の場合のほか、行政指導にもかかわらず指導対象者による不適正処理が継続し、若しくは改善が認められず、若しくは不適正処理の状況の悪化が認められるなど法に違反する行為の事実が客観的に認定できる場合は、処分要綱第3条に規定する行政処分を検討する。

- (1) 事業者、処理業者、認定業者、設置者等が法に違反したとき又は違反行為に関与したとき。
- (2) 処理業者、認定業者、設置者が法で規定する欠格事項に該当するに至ったとき。
- (3) 処理業者、認定業者、設置者が他の都道府県等において行政処分を受けたとき。
- (4) 法に違反する行為に対して公訴が提起されたとき。

2 前項の行政処分を検討するに当たっては、当該処分の対象者（以下「当事者」という。）から必要に応じて法第18条の規定に基づく報告を求め、改善に向けた措置内容を検討し、行政処分検討調書の作成を行う。

（意見陳述）

第7条 行政処分を行おうとするときは、次の各号に定める方法で当事者の意見陳述の機会を設ける。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、聴聞を行う。

ア 事業の許可の取消し

イ 処理施設の許可の取消し

ウ ア、イのほか市長が聴聞を行うことが相当と認めるとき。

- (2) 前号のいずれにも該当しないときは、弁明の機会を設ける。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しない。

- (1) 生活環境保全上の支障が現に生じており、早急その支障を除去する必要があるとき。
- (2) 生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあり、支障が生じた後では支障の除去又は生活環境の回復が望めないとき。

（聴聞）

第8条 聴聞を行うときは、聴聞の日の7日前までに当事者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書を交付する。ただし、聴聞通知書を交付する当該当事者の所在が判明しない場合には、当該聴聞通知書をいつでも交付する旨を豊橋市の掲示板に掲示することにより行う。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該聴聞通知が当該当事者に到達したものとみなす。

- (1) 聴聞の件名

- (2) 予定される行政処分の内容と根拠法令の条項

- (3) 行政処分の原因となる事実
  - (4) 聴聞の日時及び場所
  - (5) 聴聞に関する事務を行う組織の名称、所在地及び連絡先
  - (6) 聴聞の日に出席して意見を述べ、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出できること
  - (7) 聴聞の日に出席する代わりに陳述書及び証拠書類等を提出できること
  - (8) 聴聞が終結するまでの間、第6条第2項の行政処分検討調書を閲覧できること
  - (9) 代理人を選任できること
  - (10) 聴聞の日に主宰者の許可を得て、補佐人とともに出席できること
  - (11) 正当な理由なく聴聞の日に欠席し、かつ、その日までに陳述書及び証拠書類等が提出されないときは、聴聞が終結すること
- 2 聴聞は環境部環境政策課長が主宰する。ただし、環境政策課長が主宰できないときは、廃棄物対策課長以外の課長で環境政策課長の指名する者が主宰する。
  - 3 聴聞において、当事者等は主宰者の許可を得たうえで、市職員に対し質問ができる。
  - 4 主宰者は、聴聞の日ごとに、聴聞の審理の経過を記載した調書（以下「聴聞調書」という。）を作成し、聴聞終結後、行政処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書（以下「聴聞報告書」という。）を作成する。
  - 5 当事者等は、前項の聴聞調書及び聴聞報告書を閲覧できる。
  - 6 主宰者が必要と認めたときは、警察に協力を求めることができる。

（弁明）

第9条 弁明の機会を設けるときは、弁明書の提出期限の7日前までに当事者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した弁明通知書を交付する。ただし、弁明通知書を交付する当該当事者の所在が判明しない場合には、前条第1項ただし書きを準用する。この場合、「聴聞通知書」を「弁明通知書」と読み替える。

- (1) 弁明の件名
- (2) 予定される行政処分の内容と根拠法令の条項
- (3) 行政処分の原因となる事実

- (4) 弁明書の提出先及び提出期限
- (5) 第6条第2項の行政処分検討調書を閲覧できること
- (6) 代理人を選任できること
- (7) 提出期限までに弁明書が提出されないときは、弁明の機会を放棄したものとみなすこと

2 当事者は、弁明書の提出により弁明する。

(行政処分の決定)

第10条 市長は、行政処分の決定に当たっては、聴聞調書、聴聞報告書及び弁明書の内容を十分に考慮する。

2 市長は、行政処分を行うことを決定したときは、当事者に対し、行政処分の内容、根拠条項及び行政処分を行う理由を明記した行政処分通知書を交付する。

#### 第4章 行政処分

(改善命令)

第11条 第6条第1項による検討の結果、改善命令又は処理施設の改善命令を行うことが必要と判断される場合は、次の各号に掲げる改善命令を行う。

(1) 事業者について、処理基準に適合しない産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は保管基準に適合しない保管が行われた場合で、次のいずれかに該当するときは、その行為を行った者に対し、法第19条の3の規定に基づく改善命令を行う。

ア 行政指導では処理の方法が改善されないとき。

イ 早急に処理の方法の改善を必要とするとき。

(2) 処理施設について、次のいずれかに該当するときは、設置者に対し、法第19条の3の規定に基づく改善命令を行う。この場合において、改善に必要な期間、当該処理施設の使用の停止を命令する。

ア 処理施設の構造又は維持管理が、法第15条の2第1項第1号に規定する技術上の基準又は法第15条の2の3に規定する維持管理の技術上の基準に適合していないとき。

イ 処理施設の構造又は維持管理が、当該処理施設の許可に係る申請書に記載若しくは添付された設置に関する計画又は維持管理に関する計画（変更許可を受けたときは、

変更後のもの)に適合していないとき。

ウ 処理施設の設置者が許可に付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項各号に該当すると認めるときは、必要に応じ都道府県等と協議を行い、行政処分検討調書(様式第1-1号)又は設置者に係る行政処分検討調書(様式第1-2号)を作成する。

3 改善命令については、弁明の機会を付与しない。

4 市長は、第10条第1項の規定に基づき行政処分を決定したときは、当該当事者に対して同条第2項の規定に基づき改善命令書を送達する。

5 改善命令書の送達に当たっては、次の方法で行う。

(1) 法人である被処分者に命令書を送達する場合は、法人の代表者に対して行う。ただし、代表者の所在が確知できないなど送達を実施することが困難な場合には、その他の役員に対して確実に送達を実施する。

(2) 法人が破産宣告を受けた場合には破産管財人に、清算中の場合には清算人に対して送達を行う。

(3) 被処分者に対して直接命令書を交付して送達できない場合には、被処分者と一定の関係にあり、送達の意義を理解し、命令書を被処分者に交付することが期待できる程度のわきまを有する者(以下「補充送達の実領資格者」という。)に命令書を交付して送達することができる。なお、補充送達を行う場合には、交付した相手方と被処分者との関係を必ず確認し、受領の確認を受領年月日及び相手方の署名若しくは押印により行う。補充送達の実領資格者は、被処分者の使用人その他の従業者、同居者などであるが、「使用人その他の従業者」には、法人の営業所に勤務する事務員など被処分者に使用されている者も含む。また、「同居者」とは、被処分者と同一家屋内で生活を共にしている者をいう。

(4) 被処分者又は補充送達の実領資格者が受領を拒否した場合には、送達すべき場所の玄関内、郵便受箱などに命令書を置いて送達することができる。なお、この差置送達をする場合には、複数の職員で実施し、送達された様子を写真撮影するなど記録の作成を行う。

(5) 補充送達又は差置送達により送達することが困難と認められるときは、命令書を被処

分者の住所、居所、営業所又は事務所（以下「住所等」という。）にあてて配達証明郵便により送達することができる。また、被処分者の住所等が明らかでない場合には、送達すべき命令書の名称、被処分者の氏名又は名称及びいつでも命令書を交付すべき旨を市掲示板に掲示することにより送達することができる。この場合、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が被処分者に到達したものとみなす。

6 改善命令に当たっては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条の規定による教示を行う。

7 改善命令書には、次の各号に定める事項を記載する。

- (1) 命令を行う根拠となる法令の条項
- (2) 命令の原因となる事実
- (3) 命令の年月日
- (4) 命令の内容及び改善期限
- (5) 命令を行う理由（法令に規定する違反行為の条項）
- (6) その他必要な事項

8 改善命令を行ったときは、必要に応じて都道府県等と協力し、立入検査を強化する。

（処分事実の公表）

第12条 市長は、改善命令を行った場合は、処分要綱第8条の規定に基づき次の各号に定める内容を公表する。

- (1) 被処分者が法人の場合はその商号及び代表者職氏名並びに本店住所、個人の場合は氏名及び住所
- (2) 命令の内容及び期日
- (3) 処分を行う理由
- (4) 根拠となる法の条項
- (5) その他必要な事項

（産業廃棄物管理票に係る命令）

第13条 第6条第1項による検討の結果、法第12条の6第1項の勧告を受け、その勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたと認められるときは、その事業者等に対し、その勧告に係る措置をとる

べきことを命令する。

2 市長は、前項に該当すると認めるときは、必要に応じ都道府県等と協議を行い、行政処分検討調書（様式第1-1号）を作成する。

3 産業廃棄物管理票に係る命令については、弁明の機会を付与しない。

4 市長は、第10条第1項の規定に基づき行政処分を決定したときは、同条第2項の規定に基づき産業廃棄物管理票に係る命令書を送達する。産業廃棄物管理票に係る命令書の送達に当たっては、第11条第5項及び第6項の規定を準用する。この場合「改善命令書」を「産業廃棄物管理票に係る命令書」と読み替える。

5 産業廃棄物管理票に係る命令書には、次の各号に定める事項を記載する。

(1) 命令を行う根拠となる法令の条項

(2) 命令の原因となる事実

(3) 命令の年月日

(4) 命令の内容及び期限

(5) 命令を行う理由（法令に規定する違反行為の条項）

(6) その他必要な事項

6 産業廃棄物管理票に係る命令を行ったときは、必要に応じて都道府県等と協力し、立入検査を強化する。

7 産業廃棄物管理票に係る命令の処分事実の公表は前条の規定を準用する。この場合「改善命令書」を「産業廃棄物管理票に係る命令書」と読み替える。

（土地の形質変更の計画変更命令）

第14条 第6条第1項による検討の結果、法第15条の17に基づく指定区域内において土地の形質の変更の届出があった場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法がその施行方法に関する基準に適合しないと認められるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命令（以下「土地形質計画変更命令」という。）する。

2 市長は、前項に該当すると認めるときは、必要に応じ都道府県等と協議を行い、行政処分検討調書（様式第1-1号）を作成する。

3 土地形質計画変更命令については、弁明の機会を付与しない。

4 市長は、第10条第1項の規定に基づき行政処分を決定したときは、同条第2項の規定に基づき土地形質計画変更命令書を送達する。土地形質計画変更命令書の送達に当たっては、第11条第5項及び第6項の規定を準用する。この場合「改善命令書」を「土地形質計画変更命令書」と読み替える。

5 土地形質計画変更命令書には、次の各号に定める事項を記載する。

- (1) 命令を行う根拠となる法令の条項
- (2) 命令の原因となる事実
- (3) 命令の年月日
- (4) 命令の内容及び期限
- (5) 命令を行う理由（法令に規定する違反行為の条項）
- (6) その他必要な事項

6 土地形質計画変更命令を行ったときは、必要に応じて都道府県等と協力し、立入検査を強化する。

7 土地形質計画変更命令の処分事実の公表は第12条の規定を準用する。この場合「改善命令書」を「土地形質計画変更命令書」と読み替える。

（措置命令）

第15条 第6条第1項の規定による検討の結果、処理基準に適合しない処分が行われた場合において、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、その処分を行った者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を命令する。

2 第6条第1項の規定による検討の結果、処理基準に適合しない処分により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（当該産業廃棄物が中間処理後の産業廃棄物である場合にあつては、当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分までの一連の処理の行程における事業者（国外から廃棄物を輸入した者を除く。）及び中間処理業者として、その処分をした者等を除く。以下この項において「事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を命令する。

- (1) その処分をした者等の資力その他の事情からみて、その処分をした者等のみによって

- は、支障の除去等の措置を行うことが困難であり、又は行っても十分でないとき。
- (2) 事業者等が当該産業廃棄物の処分に関し適正な対価を負担していないとき、当該処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他法の規定に照らし事業者等に支障の除去等の措置を取らせることが適当であるとき。
- 3 市長は、前2項の措置命令を行うに当たっては、必要に応じて都道府県等と協議を行い、行政処分検討調書（様式第1－3号）を作成する。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定に基づき措置命令を行うときは、第9条（行政手続法第13条の規定）の規定に基づき、当該当事者に対し弁明の機会の付与の手続を行う。ただし、第7条第2項各号に該当すると認められる場合は、直ちに措置命令を行うことができる。
- 5 市長は、前項の弁明の機会の付与の後、提出された弁明書及び証拠書類等（以下「弁明書等」という。）を考慮して、速やかに措置命令の内容等について検討を行い、文書にして記録する。
- 6 市長は、第10条第1項の規定に基づき行政処分を決定したときは、同条第2項の規定に基づき措置命令書を送達する。措置命令書の送達に当たっては、第11条第5項及び第6項の規定を準用する。この場合「改善命令書」を「措置命令書」と読み替える。
- 7 措置命令書には、次の各号に定める事項を記載する。
- (1) 命令を行う根拠となる法令の条項
  - (2) 命令の原因となる事実
  - (3) 命令の年月日
  - (4) 講ずべき支障の除去等の措置内容及び履行の期限
  - (5) 命令を行う理由（法令に規定する違反行為の条項）
  - (6) 法第19条の8第1項に規定する支障の除去等の措置の全部又は一部を本市が講じることがあること及び当該支障の除去等の措置に要した費用を徴収することがあること
  - (7) その他必要な事項
- 8 措置命令を行ったときは、必要に応じて都道府県等と協力し、立入検査を強化する。
- 9 措置命令の処分事実の公表は第12条の規定を準用する。この場合「改善命令書」を「措置命令書」と読み替える。

(土地の形質変更に関する措置命令)

第16条 第6条第1項の規定による検討の結果、法第15条の17に基づく指定区域内において施行方法に関する処理基準に適合しない土地の形質の変更が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該土地の形質の変更をした者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を命令（以下「土地形質変更措置命令」という。）する。

2 市長は、前項の土地形質変更措置命令を行うに当たっては、必要に応じて都道府県等と協議を行い、行政処分検討調書（様式第1-3号）を作成する。

3 市長は、第1項の規定に基づき土地形質変更措置命令を行うときは、第9条（行政手続法第13条の規定）の規定に基づき、当該当事者に対し弁明の機会の付与の手続を行う。ただし、第7条第2項各号に該当すると認められる場合は、直ちに土地形質変更措置命令を行うことができる。

4 市長は、前項の弁明の機会の付与の後、提出された弁明書及び証拠書類等（以下「弁明書等」という。）を考慮して、速やかに土地形質変更措置命令の内容等について検討を行い、文書にして記録する。

5 市長は、第10条第1項の規定に基づき行政処分を決定したときは、同条第2項の規定に基づき土地形質変更措置命令書を送達する。土地形質変更措置命令書の送達に当たっては、第11条第5項及び第6項の規定を準用する。この場合「改善命令書」を「土地形質変更措置命令書」と読み替える。

6 土地形質変更措置命令書には、次の各号に定める事項を記載する。

- (1) 命令を行う根拠となる法令の条項
- (2) 命令の原因となる事実
- (3) 命令の年月日
- (4) 講ずべき支障の除去等の措置内容及び履行の期限
- (5) 命令を行う理由（法令に規定する違反行為の条項）
- (6) その他必要な事項

7 土地形質変更措置命令を行ったときは、必要に応じて都道府県等と協力し、立入検査を強化する。

8 土地形質変更措置命令の処分事実の公表は第12条の規定を準用する。この場合「改善命令書」を「土地形質変更措置命令書」と読み替える。

(代執行)

第17条 市長は、第15条の規定による措置命令を行った場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ次に掲げる法第19条の8第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、同項第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨をあらかじめ、公告しなければならない。

- (1) 法第19条の5第1項の規定により支障の除去等の措置を命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないとき。
- (2) 法第19条の5第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。
- (3) 法第19条の6第1項の規定により支障の除去等の措置を命ぜられた排出事業者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないとき。
- (4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、法第19条の5第1項又は法第19条の6第1項の規定により支障の除去等の措置を講じるべきことを命じるとまがないとき。

2 市長は、前項（第3号に係る部分を除く。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、当該処分者等又は排出事業者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示して負担させることができる。

3 市長は、第1項（第4号に係る部分を除く。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、法第19条の6第1項各号のいずれにも該当する

と認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、当該排出事業者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示して負担させることができる。この場合において、当該排出事業者等に負担させる費用の額は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならぬ。

4 前3項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

(改善命令等に従わない場合の行政処分)

第18条 改善命令、産業廃棄物管理票に係る命令、土地形質計画変更命令、措置命令又は土地形質変更措置命令に従わない当事者については、処分要綱第3条に掲げる事業の停止命令若しくは許可の取消し又は処理施設の使用停止命令若しくは許可の取消し（以下「取消し等処分」という。）を行う。

(事業の停止命令、許可の取消し)

第19条 前条によるほか、処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、取消し等処分を行う。

- (1) 法に定める違反行為をしたとき又は違反行為に関与したとき。
- (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法に規定する基準に適合しなくなったとき。
- (3) 法で定める欠格条項に該当するに至ったとき。
- (4) 当該処理業者の許可に際して付された生活環境保全上の条件に違反したとき。

2 第11条第1項第2号に基づく必要な改善又は第20条第1項に基づく使用の停止を命令したときで、事業の停止が必要なときは、その事業の全部又は一部の停止を命令することができる。

3 処理業者が設置している処理施設の設置の許可が取消しになったときは、その処理業者の処分業の許可を取り消すことができる。

(処理施設の使用停止命令、許可の取消し)

第20条 第18条によるほか、処理施設の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、取消し等処分を行う。

- (1) 法に定める違反行為をしたとき又は違反行為に関与したとき。
- (2) その者の能力が法に規定する基準に適合しなくなったとき。
- (3) 法で定める欠格条項に該当するに至ったとき。
- (4) 当該処理施設の許可に際して付された生活環境保全上の条件に違反したとき。

(処分基準)

第21条 取消し等処分に係る許可の取消し等の要件及び処分内容は、処分要綱別表行政処分基準表による。

2 市長は、罰則を伴わない違反行為等についても事業の停止及び処理施設の使用の停止を命ずることができる。この場合、その違反行為を是正できる必要最小限の期間を停止命令の期間とする。

3 市長は、取消し等処分を予定するときは、必要に応じ都道府県等と協議を行い、行政処分検討調書（様式第1-4号又は第1-5号）を作成する。

4 取消し等処分を予定するときは、次により当事者に対する聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行う。

(1) 聴聞を行う場合には、主宰者と調整を行い第8条第1項に規定する聴聞通知書を当事者に送達する。

(2) 聴聞の手続については、第8条に規定するほか行政手続法、豊橋市行政手続条例、豊橋市聴聞手続規則の定めるところにより行う。

(3) 弁明の機会を付与する場合には、第9条第1項に規定する弁明通知を当事者に送達する。

5 聴聞を行った場合には、速やかに聴聞調書、証拠書類、聴聞報告書等により取消し等処分の内容について再度検討を行い、聴聞結果検討調書（様式第2号）を作成する。

6 第4項第3号に規定する弁明の機会を付与したときは、速やかに弁明書等により、処理業及び処理施設使用の停止について再度検討を行い、弁明結果検討調書（様式第3号）を作成する。

7 取消し等処分を受ける当事者であって、処分要綱第6条第1項又は第2項に該当する場合には、処分の加重軽減を検討する。なお、処分の軽減の基準は、次の各号による。

(1) 許可の取消しに該当する場合には、これに代えて180日を上限とする事業の停

止を命令するものとする。

(2) 事業の停止命令に該当する場合にあっては、次に掲げる日数を上限とする事業の停止を命令するものとする。

ア 90日の停止命令の期間については60日

イ 60日の停止命令の期間については30日

ウ 30日の停止命令の期間については15日

エ 10日の停止命令の期間については5日

(3) 処理施設の許可の取消しに該当する場合にあっては、これに代えて必要と認められる日数の処理施設の使用の停止を命令するものとする。

8 取消し等処分を行う場合には、行政不服審査法に関する教示を付して当事者に送達する。当該処分の送達に当たっては、第11条第5項及び第6項の規定を準用する。この場合「改善命令書」を「措置命令書」と読み替える。

9 取消し等処分を行ったときは、当事者から当該許可証を返納させる。ただし、期間を定めて事業の全部の停止を命じた場合には、停止期間中の一時返納とする。

10 取消し等処分を行ったときは、事業の停止又は廃止、施設の使用停止等について、立入調査等により確認する。

11 取消し等処分を行ったときは、第12条の規定に準じ、原則として次の事項を公表する。

(1) 当事者が法人の場合はその商号及び代表者職氏名並びに本店住所、個人の場合は氏名及び住所

(2) 取消し等処分の内容及び期日

(3) 取消し等処分を行う理由

(4) 根拠となる法の条項

(5) その他必要な事項

12 取消し等処分を行ったときは、速やかに次に掲げる機関に通知する。

(1) 都道府県等の産業廃棄物担当部局

(2) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

(不服申立て)

第22条 聴聞の手続を経てされた行政処分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができない。

2 審査請求又は異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。なお、審査請求は愛知県知事に対しすることができる。ただし、処分があったことを知らなくても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、審査請求又は異議申立てをすることはできない。

## 第5章 雑則

（支障の除去等の措置）

第23条 第7条第2項各号に掲げる場合又はその他市長が自ら行うべき相当の理由がある場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、自ら支障の除去等の措置の全部又は一部を行うことができる。

(1) 措置命令を受けた者がその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講じる見込みがないとき。

(2) 過失がなく、当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。

(3) 支障の除去等の措置を講じるべきことを命じるいとまがないとき。

（管轄区域外の違反行為）

第24条 市長は、本市の区域外における違反行為であっても、違反行為に係る産業廃棄物の排出、保管、収集、運搬又は処分が本市の区域内である場合は、処分要綱及び本要領を適用することができる。

（刑事告発の検討の開始）

第25条 違反行為について、行政処分の手続を開始する場合は、刑事告発の検討を開始する。

（その他）

第26条 市長は、この要領に規定されていない事案については環境省又は都道府県等と協議を行うなど、法の目的に適う処分を行う。

## 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(様式第 1 - 1 号)

行政処分検討調書

|                              |              |
|------------------------------|--------------|
| 予定する処分                       | 法第 条 に基づく 命令 |
| 住 所                          |              |
| 氏 名<br>法人にあっては名称<br>及び代表者の氏名 |              |
| 違反事案の端緒                      |              |
| 違反の適用条項                      |              |
| 違 反 事 実                      |              |
| 関係法令適用状況                     |              |
| 命令を<br>必要とする理由               |              |

|   |  |
|---|--|
| <p>命令を行う<br/>ことの効果</p>                                    |  |
| <p>命令履行の流れ</p>  |  |
| <p>過去の<br/>行政処分状況</p>                                     |  |
| <p>備考</p> <p>(許可業者にあつては、許可の年月日、許可の有効期限、許可番号、事業の範囲)を記入</p> |  |

(様式第 1 - 2 号)

行政処分検討調書

|   |  |
|---|--|
| 予定する処分                                  | 法第 条 に基づく改善命令                            |
| 住 所                                     |  |
| 氏 名<br>法人にあっては名称<br>及び代表者の氏名            |  |
| 許可の年月日、許<br>可番号、設置場所                    | 許可の年月日 年 月 日<br>許 可 番 号 号<br><br>設 置 場 所 |
| 施設の種類及び<br>処理する産業廃<br>棄物の種類、<br>処 理 能 力 |  |
| 違反事案の端緒                                 |  |
| 違反の適用条項                                 |  |

|  |  |
|--|--|
| 違 反 事 実  |  |
| 関係法令適用状況   |  |
| 改 善 命 令 を<br>必要とする理由                                 |  |
| 命 令 を 行 う<br>こ と の 効 果                               |  |
| 命令履行の流れ  |  |
| 過 去 の<br>行 政 処 分 状 況                                 |  |
| 備 考<br><br>(許可業者にあつては、許可の年月日、許可の有効期限、許可番号、事業の範囲) を記入 |  |

(様式第 1 - 3 号)

行政処分検討調書

|                              |                |
|------------------------------|----------------|
| 予定する処分                       | 法第 条 に基づく 措置命令 |
| 住 所                          |                |
| 氏 名<br>法人にあっては名称<br>及び代表者の氏名 |                |
| 違反事案の端緒                      |                |
| 違反の適用条項                      |                |
| 違 反 事 実                      |                |
| 関係法令適用状況                     |                |
| 措 置 命 令 を<br>必要とする理由         |                |

|   |  |
|---|--|
| <p>命令を行う<br/>ことの効果</p>  |  |
| <p>命令履行の流れ</p>  |  |
| <p>過去の<br/>行政処分状況</p>   |  |
| <p>備考</p> <p>(許可業者にあつては、許可の年月日、許可の有効期限、許可番号、事業の範囲)(産業廃棄物処理施設にあつては、許可の年月日、施設名、施設の能力、施設の設置場所等)を記入</p> |  |

(様式第 1 - 4 号)

行政処分検討調書

|         |                             |                         |
|---------|-----------------------------|-------------------------|
| 予定する処分  |                             | 事業許可 ・ 取消し ・ 停止命令 ( 日 ) |
| 許可の内容   | 住所                          |                         |
|         | 氏名<br>法人にあっては名称<br>及び代表者の氏名 |                         |
|         | 許可の年月日                      |                         |
|         | 許可の有効期限                     |                         |
|         | 許可番号                        |                         |
| 容       | 事業の範囲                       |                         |
| 違反事案の端緒 |                             |                         |

|                  |  |
|------------------|--|
| 違反の適用条項          |  |
| 違反事実             |  |
| 関係法令適用状況         |  |
| 行政処分を<br>必要とする理由 |  |
| 過去の<br>行政処分状況    |  |
| 備考               |  |

(様式第 1 - 5 号)

行政処分検討調書

|                   |                                      |                                   |
|-------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 予定する処分            |                                      | 処理施設設置許可 ・ 取消し ・ 使用停止命令 (      日) |
| 許可<br>の<br>内<br>容 | 住所                                   |                                   |
|                   | 氏名<br>法人にあつては名称<br>及び代表者の氏名          |                                   |
|                   | 許可の年月日                               |                                   |
|                   | 許可の有効期限                              |                                   |
|                   | 許可番号                                 |                                   |
|                   | 施設の種類及び<br>処理する産業廃<br>棄物の種類、処<br>理能力 |                                   |
| 違反事案の端緒           |                                      |                                   |

|                  |  |
|------------------|--|
| 違反の適用条項          |  |
| 違反事実             |  |
| 関係法令適用状況         |  |
| 行政処分を<br>必要とする理由 |  |
| 過去の<br>行政処分状況    |  |
| 備考               |  |

(様式第2号)

聴聞結果検討調書

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 住 所                          |  |
| 氏 名<br>法人にあつては名称<br>及び代表者の氏名 |  |
| 違反の適用条項                      |  |
| 違 反 事 実                      |  |
| 聴問調書及び証拠<br>書類等の評価           |  |
| 加重及び軽減                       |  |
| 処 分 及 び<br>処 分 の 理 由         |  |

(様式第3号)

弁明結果検討調書

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 住 所                          |  |
| 氏 名<br>法人にあつては名称<br>及び代表者の氏名 |  |
| 違反の適用条項                      |  |
| 違 反 事 実                      |  |
| 弁明調書及び証拠<br>書類等の評価           |  |
| 加重及び軽減                       |  |
| 処 分 及 び<br>処 分 の 理 由         |  |